

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から63年3月まで

私は、夫と国民年金の加入手続を行った際、免除の申請を行った。夫は免除の記録が有るのに、私には免除の記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までについて、申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った際に国民年金保険料の免除申請手続を行ったとしており、同手続は、世帯単位で行われるのが通例である上、申立人の夫については、当該期間の保険料が免除されており、申立人についても、保険料が免除されていたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までについて、申立人は申立人の夫と引き続き一緒に免除申請手続を行ったと主張しているが、申立人の夫は、国民年金保険料が免除されていないことが社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金収滞納リストから確認できることから、申立内容とは符合しない上、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月から39年3月までの期間、39年10月から41年3月までの期間及び51年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から39年3月まで
② 昭和39年10月から41年3月まで
③ 昭和44年4月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納であるとされているが、私は、20歳になった際、A市B区C支所で国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納め、「国民年金保険料納付証」に領収印を押してもらっていた。しかし、「国民年金保険料納付証」の住所は私が住んだことがない住所になっている。

また、昭和54年ごろ、集金人に、このままでは将来年金がもらえなくなるので国民年金保険料を納付するようと言われ、区役所で納付書もらい、区役所とは別の場所で10万円ぐらいを一括で納めた記憶もあるので、現在未納とされているすべての期間について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、11か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳になった際、A市B区C支所（現在は、D区役所）で国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納め、「国民年金保険料納付証」に領収印を押してもらっていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるとともに、当時、同支所管内では、集金人が保険料を集金した際、「国民年金保

険料納付証」に領収印を押印する方法であったことが確認できることから、申立内容と符合する。

また、社会保険事務所が保管している昭和48年に更新された特殊台帳では、昭和38年度は6か月納付と記録されているが、更新前の台帳では、39年度が6か月納付と記録されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる上、加入手続を行いながら、現年度国民年金保険料を未納のままにしておくとは考え難く、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、当時、A市における国民年金保険料の納付記録は、住所、国民年金手帳記号番号及び氏名により記録管理されており、申立人の「国民年金保険料納付証」（昭和41年度・42年度分）に申立人のものとは異なる国民年金手帳記号番号及び町名が記載されている上、社会保険事務所が保管する特殊台帳にも同様の記載が認められることから、申立期間についても、誤った納付の記録が行われた可能性がうかがえる。

加えて、申立期間③のうち、昭和51年4月から54年3月までについて、申立人は、54年ごろ区役所で納付書の交付を受け、国民年金保険料をまとめて納付したとしており、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和51年度から53年度までの摘要欄に、申立人からの申出により発行したものと考えられる「納付書」の押印が有ることから、納付書の交付を受けた申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間③のうち、昭和44年4月から51年3月までについて、申立人は、54年ごろ、「このままでは、将来年金が受給できなくなる。」と言われたとしており、この時点で、当該期間の国民年金保険料は、未納であったものと考えるのが相当である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月から39年3月までの期間、39年10月から41年3月までの期間及び51年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年3月まで

私は、当時、A市内で叔父が経営していた店に住み込みで働いていた。叔父が毎月、給料から天引きして国民年金を区役所に納付してくれていた。このことは、叔父からも聞かされていたし、税務申告のため税理士事務所から生年月日等を聞かれたこともある。未納とされるのは納得できない。なお、従兄である叔父の子供も一緒に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の叔父が経営する店に住み込みで働き、国民年金保険料を給料から天引きし、申立人の叔父が皆の分を取りまとめて納付してくれていたとしており、申立人の叔父が保険料を一緒に納付していたとしている申立人の従兄及び元同僚は、申立期間の保険料を納付している上、申立人の叔父夫婦も自身の保険料を納付していることから、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

また、元同僚は、当時は店主が皆の国民年金保険料を取りまとめて一緒に納付していたと申立人の主張を肯定する証言をしており、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年12月まで

私は、昭和50年ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、夫の分と併せて二人分を納付した。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私は未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまでの間、保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間について、納付済みとなっており、申立期間についても納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の父親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、A市に転居してからは、私が保険料を未納無くすべて納付したはずであるが、申立期間だけ未納とされている。その年金手帳は失ってしまったが、集金人に保険料を納付し、年金手帳に領収印を押してもらっていたことを覚えているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料については、申立期間を除き、20歳から60歳まで保険料がすべて納付されている上、国民年金の加入手続きを行って以降、4回の転居を行っているが、すべて適正に住所変更の手続きが行われているなど、申立人及び申立人の父親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳は、昭和48年に更新されており、更新前の同台帳には、昭和47年度の国民年金保険料は納付済みであり、印紙検認台紙と照合した旨が記載されているが、更新後の同台帳にも、同年度について、同様の記載が認められる。このことは、同台帳を更新するに当たって、申立期間の保険料納付済みの記録を誤って、同年度欄に押印した可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として昭和21年5月6日に資格を取得し、23年9月18日に資格喪失した旨の届け出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B鉱業所（現在は株式会社C）における厚生年金保険被保険資格の取得日を21年5月6日に、喪失日を23年9月18日にすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月から22年5月までの期間は330円、22年6月から23年8月までの期間は600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年9月30日まで

A株式会社B鉱業所において、坑内夫として勤務していた昭和21年3月から23年9月までの厚生年金保険の加入記録がないとの回答を社会保険事務所からもらった。間違いなく勤務していたので、上記期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B鉱業所の承継事業所である株式会社C本社に保管されている健康保険厚生年金保険の加入者名簿には、申立人の氏名と一致する（生年月日については、月のみ相違）被保険者の資格取得日が昭和21年5月6日、資格喪失日が23年9月18日と記載されている。

また、申立人が同日に就職したと述べている申立人の父の氏名が、上記加入者名簿において申立人の氏名と一致する被保険者の直前に記載されていることから判断すると、当該名簿に記載されている記録は、申立人のものであると考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、事業所名は不明であるが、

当該事業所が保管する加入者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者番号と一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の記録が確認できる。当該記録は申立人の名前と一字相違しているものの、生年月日は株式会社C本社が保管する加入者名簿に記載されている生年月日と一致しているが、資格取得日は昭和21年5月6日、資格喪失日が23年7月18日と記録されており、株式会社C本社が保管している加入者名簿と資格喪失日が相違している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前がオンライン記録と同様に一字相違しているものの、生年月日及び厚生年金保険被保険者番号は当該事業所が保管する加入者名簿の記載内容と同一である申立人のものと思われる被保険者記録が記載されており、当該被保険者が坑内夫であり、資格取得日が昭和21年5月6日、23年8月に標準報酬月額が改定された後、資格喪失日は同年9月18日と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所で保管している被保険者台帳及び払出簿について当該事業所を管轄するD社会保険事務所に照会したところ、当該社会保険事務所では「申立期間当時の被保険者台帳が昭和28年に火災で焼失した後、各事業所を回り、事業所の資料を確認して台帳を復旧したとされている。払出簿についても業務センターより進達票を基に作成しなおした。」と回答している。

上記の事実から判断すると、当該事業所によれば、昭和20年代に幾度か水害に遭い、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険の加入者名簿が水没したと供述していることから、当該名簿に記載されている文字が滲み判読が難しくなったため、社会保険事務所が当該名簿を基に被保険者台帳を復旧した際、申立人の名前を一字書き間違えた後、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳から社会保険庁のオンライン記録に申立人のデータを移行する際、資格喪失日を昭和23年7月18日と誤入力したと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A株式会社B鉱業所は、申立人について第三種被保険者として昭和21年5月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年9月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和21年5月から23年8月までの標準報酬月額は、昭和21年5月から22年5月までの期間は330円、22年6月から23年8月までの期間は600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和21年3月及び同年4月並びに23年9月については、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時A株式会社B鉱業所に勤務していた複数の従業員に照会しても申立てに係る事実を確認するた

めの関係資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が申立人と同時に入社したと主張している申立人の父の資格取得日も、事業所が保管している健康保険厚生年金保険の加入者名簿及びD社会保険事務所が保管している厚生年金保険番号の払出簿の記載において申立人と同日の昭和21年5月6日と記載されていることから、申立期間のうち同年3月1日から同年5月5日の期間において申立人が厚生年金保険被保険者であった事実は確認できない。

さらに、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険の加入者名簿において、資格喪失日は昭和23年9月18日と記載されており、それ以降の申立期間について、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和21年3月及び同年4月並びに23年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月及び同年9月、54年12月から55年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち51年8月及び同年9月の標準報酬月額については11万8,000円、54年12月から55年9月までの期間については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から55年11月1日まで

私は、A社の昭和54年度の給与袋8枚を所持している。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録には、同社に勤務した全期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年度の給与袋と主張する厚生年金保険料及び健康保険料の控除額が記載された封筒を8通提出している。

これら封筒に記載されている厚生年金保険料及び健康保険料の控除額からみると、2通については、昭和51年8月及び同年9月の給与袋と推認できる。

また、封筒に記載されている厚生年金保険料、健康保険料の控除額及び申立人の主張から、5通については昭和54年以降のものと考えられ、このうち2通については、「昭和54年12月」、「5月」の記載がある。

これらを総合的に判断すると、昭和51年8月及び同年9月、54年12月から55年9月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が事業主により給与から控除され

ていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与袋に記載されている厚生年金保険料の控除額から、昭和51年8月及び同年9月を11万8,000円、54年12月から55年9月までの期間を17万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和38年10月から51年7月までの期間、同年10月から54年11月までの期間及び55年10月について、上記の給与袋には、当該給与月の記載が無く、厚生年金保険料控除額からもその当該月の特定ができない上、A社は廃業し、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関連資料も保管されていないことから、確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和44年8月8日、資格喪失日は、45年5月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月8日から45年5月31日まで

私は、申立期間について、A県B町C（現在は、D市）にあったE株式会社
に運転手として勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録によ
ると、厚生年金保険に加入していないことになっている。申立期間について
厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてE株式会社F営業所に勤務したと主張している
ところ、E厚生年金基金加入員証を保管しており、同加入員証に記載されてい
る生年月日は昭和21年*月*日と3年異なっているものの、加入員資格取得
年月日は44年8月8日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が現在勤務している事業所から提出された雇用保険被保険者資
格取得等確認通知書に記載されている申立人の被保険者番号の記録によると、
事業所名は不明であるが、昭和44年8月8日資格取得、45年6月5日離職の
記載が有り、申立期間とほぼ一致している。

さらに、E株式会社が保管するE厚生年金基金加入員番号台帳等には、申立
人と同姓同名で、生年月日は昭和21年*月*日であり、申立人が保管する加
入員証と同じ加入員番号を有する者の記録が確認でき、資格取得年月日は44

年8月8日、脱退日は45年5月18日と記載されているほか、従業員番号欄には「F」と記載されており、当該事業所の事業主も、「生年は異なるものの、氏名、生まれた月日、営業所名が一致しており、この記録は申立人の記録であると考えられる。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管するE株式会社の被保険者原票にも、昭和21年生まれで申立人と同姓同名の者の被保険者記録が記載されており、被保険者期間は基金の加入期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、昭和21年生まれで申立人と同姓同名の者の厚生年金保険加入記録は、生年月日が誤っていたことにより、申立人の加入記録に統合されなかったものと考えられ、事業主は、申立人が44年8月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年5月18日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記社会保険事務所の被保険者原票の記録により、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から16年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1万5,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日、17年7月16日、同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月16日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から16年8月までの標準報酬月額については18万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までの期間については28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万5,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった元役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、同年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、いずれの機会においても社会保険事務所が記録をしないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年9月1日から19年8月31日までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録と一致しており、また、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間

については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB営業所（現在は、株式会社C）における資格取得日に係る記録を昭和44年3月22日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月22日から同年4月10日まで

私は、昭和43年3月21日に株式会社Aに入社し、継続して勤務している。ねんきん特別便を確認すると、44年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月10日に被保険者資格を取得している。これは、会社内の移動、D工場からB営業所への異動によるものであるため、同年3月22日から同年4月10日までの期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Cからの回答並びに申立期間当時の同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和44年3月22日に株式会社AのD工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の株式会社AのB営業所に係る昭和44年4月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得届を誤ったとしていることから、

事業主が昭和 44 年 4 月 10 日を資格取得日として届け、その結果、株式会社AのB営業所に対し社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の納入告知をしておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成2年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月31日から同年9月1日まで

平成2年3月15日から5年3月21日までA株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、2年8月の厚生年金保険の加入記録が無い。

社会保険庁の記録では、平成2年8月31日に当該事業所を退職し、同年9月1日に有限会社B（現在は有限会社C）に入社したことになるが、継続して勤務しており、2年8月の厚生年金保険料も給与から控除されているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（平成2年9月1日にA株式会社から有限会社Bに転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る平成2年7月の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の提出したA株式会社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格

喪失確認通知書から、事業主が資格喪失日を平成2年8月31日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月21日から同年2月10日まで

株式会社Bに昭和50年1月20日まで勤務していたが、グループ会社のA株式会社へ異動するように言われ、翌日から勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、A株式会社の被保険者資格取得日が同年2月10日になっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の株式会社B及びA株式会社の複数の同僚は、「申立人は正社員として空白期間なく勤務していた。」「正社員は入社後すぐに厚生年金保険に加入していた。」と供述していることから、申立人は申立期間において継続して勤務し(昭和50年1月21日に株式会社Bからグループ会社であるA株式会社に異動)、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和50年2月の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年7月まで
私は、転居前のA県B市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、同市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和50年8月9日に国民年金に任意の資格で加入したことは確認できるものの、同市において保険料を納付した記録は無く、申立内容とは符合しない上、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができず、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から60年3月まで
私が20歳のころ、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。納付の記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳のころ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和61年5月に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人若しくは申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から51年3月まで
20歳になった昭和43年12月ごろに兄が国民年金の加入手続を行い、その後も、集金人に国民年金保険料の納付を行ってくれた。一緒に納付していた兄及び姉二人は納付済みとなっているのに、自分だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年12月ごろに、申立人の兄が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年7月に申立人の兄の妻と連番で払い出されており、このころに加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、同手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄の妻についても、申立人と同様に、同年4月からの納付となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点で、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の兄若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年7月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年7月まで

私は、申立期間当時、転職のため無職となったので、国民年金に加入し、母が、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和33年3月10日に取得した際の厚生年金保険記号番号であり、申立人については、平成9年10月以降、60歳になるまで国民年金保険料の納付が確認できるものの、基礎年金番号制度の導入（平成9年1月）以前に、同基礎年金番号では申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、A県B市に住んでいたころ、未納となっていた国民年金保険料について、社会保険事務所で納付しており、昭和59年4月17日に任意加入の資格喪失の申出をした記憶はなく、未納とされていることに納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間について、任意加入の資格喪失の申出をした記憶はなく、国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、B市が保管している国民年金被保険者資格記録によれば、申立人は、昭和59年4月17日に国民年金任意被保険者資格喪失の申出をした記録が認められる上、61年4月1日に第3号被保険者になるまでの間、国民年金に再加入した形跡は見当たらず、このことは、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月、61年6月、62年2月から同年8月までの期間、63年2月及び63年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月
② 昭和61年6月
③ 昭和62年2月から同年8月まで
④ 昭和63年2月
⑤ 昭和63年5月から同年12月まで

私は、昭和61年1月に国民年金の加入手続を区役所で行い、その後は会社を辞める度に再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。当時の年金手帳や領収書は無いが、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月に区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成4年10月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立人は申立期間について「登載なし」と記載されており、同市では、申立人を被保険者として管理していなかったことが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険

料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私の二つ上の兄や双子の兄も20歳から国民年金に任意加入しており、私についても平成元年8月ごろ母親が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の二人の兄と同様に申立人の母親が、申立人が20歳になった平成元年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成3年4月に払い出されていることが確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認される上、申立人が申立期間当時居住していたA県B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿により、申立人は同年4月1日付けで国民年金資格を新規に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入であり、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が学生時代から国民年金に任意加入していると主張している申立人の二人の兄は、いずれも学生時代に任意加入した記録は無く、申立期間は未加入であることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納

付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年1月まで
夫が会社を退職後、平成4年5月ごろ健康保険の継続手続を行うとともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立人が当時居住していたA市の国民年金被保険者台帳では、元年11月24日に第3号被保険者となった記載が有るが、6年2月16日にB県C郡D町に転出するまでの間、第1号被保険者に種別変更した記載は無く、同市では、元年11月24日以降、引き続き保険料の納付を要しない第3号被保険者として管理していたことが確認できる。

また、申立人は、平成4年5月1日に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者となっていることが確認できるが、この処理は、7年4月20日に行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、申立人が所持している国民年金保険料領収証書により、6年4月から7年1月までの国民年金保険料を同年4月18日に納付していることが確認できることから、申立人は、このころに第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行ったものと推認され、この種別変更手続が行われるまでは、申立期間は第3号被保険者期間であるため、保険料を納付することができず、種別変更手続が行われた時点では、申立期間の一部は既に時

効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年10月までの期間及び4年5月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月から平成元年10月まで
② 平成4年5月から7年1月まで

会社を昭和63年12月に退職後、妻が、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していた。妻の分は納付済みであるのに私の分は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を昭和63年12月に退職後、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、平成9年1月26日に国民年金の第1号被保険者となり、同年同月から保険料を納付していることが確認できるものの、この納付は、基礎年金番号により納付されたものであることが確認できる上、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前においては、申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、社会保険庁のオンライン記録に申立人の国民年金手帳記号番号の登録は無いほか、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人若しくは申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 7 日から 48 年 11 月 4 日まで
A 公共職業安定所の紹介により、社会保険が完備していることを条件に、B 社(現在、株式会社 C) に勤務していたが、厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録において当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 52 年 7 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、同事業所の現専務は、申立期間当時は、従業員は 5 人未満であり、社会保険に加入できなかった旨の供述をしており、これについて社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、新規適用時に厚生年金保険被保険者となった人数は 6 人であり、従業員数が 5 人以上になったことにより、厚生年金保険適用事業所になったことがうかがわれる。

さらに、申立人が記憶している同僚は、昭和 47 年ごろは当該事業所は厚生年金保険に加入しておらず、当時の事業主から、従業員に対し、国民年金に加入するよう指導があり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった 52 年 7 月 1 日までは国民年金に加入していた旨の供述をしており、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1022 (事案 23 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 33 年 4 月 20 日まで

昭和 31 年 4 月から 33 年 4 月までの厚生年金保険の加入期間につき照会申出書を A 社会保険事務所へ提出したところ、上記の期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答をもらった。

そこで、第三者委員会に第一回目の申立てを行ったところ、認められないとの決定があったが、納得ができない。私は B 株式会社に昭和 30 年 7 月に入社して住み込みで働き、37 年 3 月 1 日に退職した。前回の申立て以降に当時の同僚や関係者を探して証言を得たので、申立期間を、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚の記憶が明確でなく申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができないことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付に係る資料として新たに 3 人の同僚からの供述並びに、上記 3 人を含む複数の同僚の氏名及び住所を提出し、併せて申立期間の始期を前回の昭和 31 年 4 月から 30 年 7 月に変更しているが、当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち少なくとも 30 年 11 月頃から当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は 62 年に厚生年金

保険の適用事業所ではなくなっており、平成4年に解散し当時の事業主は既に亡くなっているため、当該事業所の元役員に照会したところ、元役員は「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管しておらず資料の提供ができない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当該事業所の複数の経理・社会保険担当者は、「入社した従業員は、3か月後には厚生年金保険等の資格取得届の書類をC健康保険組合に郵送していた。」と供述しており、当時の役員も「申立人のように3年間も厚生年金保険に加入していない従業員がいたとは考えられない。」と供述しているが、申立期間当時の当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日と、申立期間当時の同僚が供述している入社日が相違している（6か月から3年7か月の間で相違）事例が複数みられることから、入社後3か月で厚生年金保険の資格取得手続を行っていたとする上記担当者の供述をそのまま肯定することはできない。

さらに、「C健康保険組合」の当時の担当者は、「昭和27年から30年代には、事業主が社会保険に入るのを嫌がっていた。特に、当該事業所を含むD地区は目立っていたので、工場調査の時に、未加入者がいれば、加入させるように厳しく指導していた。B社は特に経理事務がしっかりしておらず、厚生年金に入っていた従業員が少なかったため、ある時期に未加入者を一度に入れたと聞いている。」と供述しており、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿と当時の従業員が入社日と記憶している時期がほぼ一致するのは33年4月以後であることから、それ以前の申立期間において当該事業所における厚生年金保険の加入手続事務が適正に行われていた事実は確認できない。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和32年3月に中学を卒業した元同僚3人の資格取得日が、申立人と同一日の33年4月20日となっていることから、当時当該事業所においては、従業員のすべてについて入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 9 月 30 日まで

A 県社会保険事務局が情報開示した私の株式会社 B に係る被保険者原票に、昭和 50 年 10 月 1 日及び 51 年 10 月 1 日の定時決定の記載が二重線で削除されており、また同原票の厚生年金保険進達記録には 52 年 1 月喪失と記載されているのは不自然な処理である。

よって、厚生年金記録に係る確認申立てを行うので、調査の上記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B の法人登記簿により、申立人は申立期間において代表取締役として在職していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録原票により、昭和 50 年 10 月 1 日に 20 万円、51 年 10 月 1 日に 24 万円の標準報酬月額が一旦記載された後に削除され、資格喪失日が 50 年 10 月 1 日と記載されていることが確認できる上、健康保険被保険者証の返納及び喪失の進達日が 52 年 1 月 21 日と記載されている。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る事業所台帳においても、当該事業所が昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことと、その処理日が 52 年 1 月 21 日であることが記載されており、これらの記載については上記健康保険厚生年金保険被保険者記録原票の記載と合致する。

一方、申立人は、昭和 50 年又は 51 年頃から健康保険料及び厚生年金保険料を滞納し、健康保険証の返納は 51 年 12 月であったことを認めている。

これらの資料及び周辺事情から判断すると、社会保険事務所は事業所からの届出に基づき、申立人について昭和 50 年 10 月 1 日に 20 万円、51 年 10 月 1 日に 24 万円の標準報酬月額の時決定を一旦記載したものの、その後厚生年金保険料が納付されなかった等、何らかの理由により、遡って資格喪失日を 50 年 10 月 1 日と記載したことが推認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において唯一の厚生年金保険被保険者として記録され、代表取締役であった申立人は、昭和 52 年 1 月 21 日に事業所からの届出によって行われたと考えられる自己に係る厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失について全く関与せず、内容を承知していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は昭和 51 年 12 月に健康保険証を返納した際、滞納していた健康保険料及び厚生年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録原票において、申立人以外は 49 年 12 月 20 日以降における厚生年金保険被保険者の存在を確認することはできず、申立人以外の従業員については 50 年及び 51 年に標準報酬月額の時決定が記載された形跡もみられない上、当該事業所に勤務していた従業員に照会しても、申立期間において当該事業所が事業を実施していたとの供述を得ることができなかつたため、申立期間において当該事業所の事業は縮小又は休止状態であったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、平成 19 年 7 月 21 日付けで、昭和 51 年 5 月から 52 年 9 月までの期間については、国民年金保険料を納付したとして国民年金についての年金記録に係る確認申立てを行っているが、そのうち 51 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、今回の厚生年金保険に係る確認申立てと期間が重複していることから、当該期間について申立人が厚生年金保険料を事業主として自ら控除し社会保険事務所に納付しておきながら、同時期に国民年金保険料も納付していたとする申立人の主張は合理性に欠けることから、滞納していた健康保険料及び厚生年金保険料を 51 年 12 月に納付したとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、自己に係る被保険者資格喪失処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の記録については、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 3 年 3 月 15 日まで

私は、A 駅の株式会社 B でパートとして勤務し、平成元年 10 月 1 日から準社員となったが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社 B が保管する申立人に係る賃金台帳及び出勤簿兼勤務表（パートタイマー用）から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは認められるが、同賃金台帳によると、申立人については申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていた記載は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、申立人は、株式会社 B の人事担当者から、雇用保険に加入しているなら厚生年金保険にも加入しているはずであると言われたと主張しているが、当該事業所へ照会したところ、同人事担当者は申立人が厚生年金保険に加入していた事実は確認できない旨回答しているほか、申立人が平成元年 10 月 1 日に準社員となる際に、「自分はいつ辞めるかわからないので、現在加入している国民健康保険はそのままにしておき、健康保険には加入しないようお願いしました。」と述べており、このことは、当該事業所が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会

保険事務所に提出しなかった旨回答していることと一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 25 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間について、A社（現在は、改組して株式会社B）に貸衣装の販売兼事務員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の回答から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 39 年 7 月 1 日であり、それ以前の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A社の事業主に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明である旨回答しており、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社の前身であるC株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 39 年 4 月 25 日以降、A社に継続して勤務している複数の元同僚についても、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同じ同年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 25 日から 36 年 4 月 1 日まで
「ねんきん特別便」で、A信用金庫に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。脱退手当金を受給した記憶はないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年7月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が無いものの、「退」表示が有る。被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されている頁と前後8頁に記載されている女性のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金支給記録が有る16人に「退」表示が有る上、脱退手当金の支給記録が無い他の被保険者には「退」表示が無いことから、脱退手当金受給者に「退」表示がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。